

令和 8 年第 1 回尾鷲市議会定例会会議録

令和 8 年 3 月 1 7 日（火曜日）

○議事日程（第 5 号）

令和 8 年 3 月 1 7 日（火）午前 1 0 時開議

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 尾鷲市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 尾鷲市乳児等通園支援事業に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 尾鷲市行政手続条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 職員等の旅費に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 尾鷲市放課後子ども総合プラン運営委員会設置条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 0 号 | 尾鷲市都市公園条例及び尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 1 号 | 尾鷲市消防団条例の一部改正について |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 2 号 | 尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 3 号 | 旅館建築の規制に関する条例の廃止について |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 4 号 | 令和 8 年度尾鷲市一般会計予算の議決について |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 5 号 | 令和 8 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について |
| 日程第 1 6 | 議案第 1 6 号 | 令和 8 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について |
| 日程第 1 7 | 議案第 1 7 号 | 令和 8 年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について |
| 日程第 1 8 | 議案第 1 8 号 | 令和 8 年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について |

- 日程第 19 議案第 19 号 令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 12 号）の
議決について
- 日程第 20 議案第 20 号 令和 7 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予
算（第 5 号）の議決について
- 日程第 21 議案第 21 号 令和 7 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正
予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 22 議案第 22 号 令和 7 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 3 号）
の議決について
- 日程第 23 議案第 23 号 令和 7 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 4 号）
の議決について
- 日程第 24 議案第 24 号 尾鷲市過疎地域持続的発展計画について
- 日程第 25 議案第 25 号 尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定につい
て
- 日程第 26 議案第 26 号 尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定
について
- 日程第 27 議案第 27 号 尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について
- 日程第 28 議案第 28 号 尾鷲市道路線の認定について
- 日程第 29 議案第 31 号 令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 13 号）の
議決について
- 日程第 30 議案第 32 号 令和 8 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 号）の議
決について
- 日程第 31 議案第 33 号 工事請負変更契約について（国市浜公園野球場建設
工事）
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 32 議員派遣について

○出席議員（10名）

- | | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1 番 | 小 川 公 明 議員 | 2 番 | 西 川 守 哉 議員 |
| 3 番 | 野 田 憲 司 議員 | 4 番 | 入 田 真 嘉 議員 |
| 5 番 | 佐々木 康 次 議員 | 6 番 | 中 井 勇 気 議員 |

7 番 南 靖 久 議員

8 番 仲 明 議員

9 番 中 村 文 子 議員

10 番 西 野 雄 樹 議員

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	下 村 新 吾 君
会計管理者兼会計課長	小 川 隆 子 君
政策調整課長	三 鬼 望 君
政策調整課調整監	後 藤 健 太 郎 君
政策調整課調整監	西 村 美 克 君
総 務 課 長	森 本 眞 明 君
財 政 課 長	岩 本 功 君
防災危機管理課長	大 和 秀 成 君
税 務 課 長	三 鬼 基 史 君
市民サービス課長	湯 浅 大 紀 君
福祉保健課長	山 口 修 史 君
福祉保健課参事	丸 田 智 則 君
環 境 課 長	山 本 容 孝 君
商 工 観 光 課 長	濱 田 一 多 朗 君
水 産 農 林 課 長	芝 山 有 朋 君
水 産 農 林 課 参 事	千 種 正 則 君
建 設 課 長	塩 津 敦 史 君
建 設 課 参 事	上 村 元 樹 君
水 道 部 長	神 保 崇 君
尾鷲総合病院事務長	竹 平 専 作 君
尾鷲総合病院総務課長	高 濱 宏 之 君
教 育 長	出 口 隆 久 君
教育委員会教育総務課長	柳 田 幸 嗣 君
教育委員会生涯学習課長	世 古 基 次 君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	渡 邊 史 次 君

監 查 委 員
監 查 委 員 事 務 局 長

西 謙 一 君
北 村 英 之 君

○ 議 會 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長
事 務 局 次 長 兼 議 事 ・ 調 查 係 長
議 事 ・ 調 查 係 書 記

高 芝 豐
濱 野 敏 明
世 古 紋 加

〔開議 午前 9時59分〕

議長（小川公明議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第5号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、8番、仲明議員、9番、中村文子議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第2号「尾鷲市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」から日程第31、議案第33号「工事請負変更契約について（国市浜公園野球場建設工事）」までの計30議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました30議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して、御審査を願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、南靖久委員長。

〔7番（南靖久議員）登壇〕

7番（南靖久議員） おはようございます。

それでは、行政常任委員会における議案審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

当委員会に付託になりました議案第2号「尾鷲市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」、議案第3号「尾鷲市乳児等通園支援事業に関する条例の制定について」、議案第4号「尾鷲市行政手続条例の一部改正について」、議案第5号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」、議案第6号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、議案第7号「職員等の旅費に関する条例等の一部改正について」、議案第8号「尾鷲市放課後子ども総合プラン運営委員会設置条例の一部改正について」、議案第9号

「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」、議案第10号「尾鷲市都市公園条例及び尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、議案第11号「尾鷲市消防団条例の一部改正について」、議案第12号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」、議案第13号「旅館建築の規制に関する条例の廃止について」、議案第14号「令和8年度尾鷲市一般会計予算の議決について」、議案第15号「令和8年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」、議案第16号「令和8年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」、議案第17号「令和8年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」、議案第18号「令和8年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」、議案第19号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の議決について」、議案第20号「令和7年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の議決について」、議案第21号「令和7年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第22号「令和7年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第23号「令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第4号）の議決について」、議案第24号「尾鷲市過疎地域持続的発展計画について」、議案第25号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」、議案第26号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」、議案第27号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」、議案第28号「尾鷲市道路線の認定について」、議案第31号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第13号）の議決について」、議案第32号「令和8年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第33号「工事請負変更契約について（国市浜公園野球場建設工事）」、以上、条例関係12件、当初予算関係5件、補正予算関係7件、過疎計画1件、指定管理者の指定3件、市道路線の認定1件、契約関係1件の合計30議案につきまして、委員会における審査の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

去る3月5日から12日までの計6日間にわたり、市長、副市長、教育長並びに関係諸課長の出席を求め、詳細に説明聴取を行いました。

また、3月11日には、加藤市長と共に、国市浜公園野球場建設工事現場の進捗状況を委員会として視察も行い、各議案についても慎重に審査を行いました。

その結果、議案第2号「尾鷲市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」から議案第13号「旅館建築の規制に関する条例の

廃止について」までの条例関係12議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号「令和8年度尾鷲市一般会計予算の議決について」につきましては、賛成多数により可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号「令和8年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」から議案第18号「令和8年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」までの当初予算関係4議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の議決について」につきましては、賛成多数により可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号「令和7年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の議決について」から議案第23号「令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第4号）の議決について」までの補正予算関係4議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号「尾鷲市過疎地域持続的発展計画について」から議案第26号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」までの3議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」につきましては、賛成多数により可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号「尾鷲市道路線の認定について」につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、追加議案として上程されました議案第31号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第13号）の議決について」及び議案第32号「令和8年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」の補正予算関係2議案につきましては、いずれも賛成多数により可決すべきものと決しました。

最後に、議案第33号「工事請負変更契約について（国市浜公園野球場建設工事）」につきましては、全会一致により可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査において特に申し述べておきたい点といたしましては、まず、議案第2号「尾鷲市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」及び議案第3号「尾鷲市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」の条例2議案に関連し、本年4月から開始さ

れる通称「こども誰でも通園制度」の実施に関するものであり、委員から、同制度は、子育てしやすい環境の整備に資する望ましい施設であると評価示された一方で、受入れ体制の観点から、保育士不足への対応について懸念する意見が出されました。

また、保育所確保に向けた取組として、三重県が実施する「地域限定保育士制度」の特性やその内容を十分に周知することで、保育士試験に対する心理的ハードルを下げることや子育てボランティアが資格取得に意欲的に取り組めるよう支援すること、さらに、元保育士、いわゆる潜在保育士の現場復帰を促すための対策も図るべきであるとの提案がなされました。

この提案に対し、執行部からは、資格取得を目指す方々に、「地域限定保育士制度」の理解促進に努めるとともに、潜在保育士の復帰支援につきましては、県が新たに導入する登録制度などもPRし、人材確保に向けた取組を進めていきたい旨の回答がございました。

次に、議案第14号「令和8年度尾鷲市一般会計予算の議決について」は、2款1項5目、予算額9,009万1,000円を計上しております地域おこし協力隊事業につきまして、委員から、地域おこし協力隊の配置に当たっては、地域の要望だけでなく、観光、防災、教育など、関連する各担当部署と十分に協議調整を行い、市の方針を明確にした上で配置していくことも重要であるとの意見が出されました。

これに対して、執行部は、関係課や協力をいただいている大学等の関係機関も含め、協議の密度を高めていきたいとの回答がありました。

また、加藤市長からは、総務省による地域おこし協力隊の募集は、来年度がピークになるとの見込みの下、制度を最大限活用し、地域の活性化につなげていきたいとの考えが示されました。

次に、2款1項12目防災費の360万円、避難路簡易修繕につきましては、委員から、現在は手すりの設置などが主な対象と指定されているが、ブロック塀の倒壊など、災害時の危険要因となり得ることから、地域住民の目による確認だけでなく、専門的な知識を持つ職員が現地を確認し、安全性の点検を行う必要があるのではないかとの意見が出されました。

これに対して、執行部は、修繕箇所については、地域からの要望を踏まえ、対応しているところであり、今後は必要に応じて建設部局の職員とも連携をしながら適切に対応していきたい旨の回答がありました。

次に、9款1項3目、予算額663万7,000円、奨学資金貸付事業につきましては、委員から、令和8年度の貸付金額の増額が予定されていることを踏まえ、応募状況についての質疑がありました。

これに対し、執行部は、令和8年度分の申請件数12件で、前年度の4件から大きく増加していること、また、その要因については、今後、アンケート調査を実施して検証していきたいとの説明がありました。

委員からは、市職員採用試験の応募数が減っており、人材確保に苦慮していることや定住人口の増加を図る観点から、現在、奨学金償還免除の対象外となっている公務員についても対象とするよう、制度の見直しを検討してはどうかとの意見が出されました。

これに対し、市長からは、近年の状況も踏まえ、制度の在り方について、教育委員会において検討するよう指示する考えが示されております。

最後に、議案第17号「令和8年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」、委員からは、病院事業会計の資金残高が急激に減少していることを踏まえ、今後非常に厳しい経営が予想される中、尾鷲総合病院においては、救急医療体制を維持するとともに、病院経営に取り組むこととの意見が出されました。

これに対して、市長は、厳しい経営状況であることの認識を示した上で、二次救急医療体系を堅持することを前提として、不採算部門の見直しを含めた経営改善について、強い危機感を持って令和7年度の病院経営に臨む考えが示されました。

当委員会といたしましても、さきの定例会において、危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書を国へ提出したところでもありますが、執行部におかれましては、経営の抜本的な改革も視野に入れた早急かつ的確な対応策を講じていただき、市民から信頼、支持される持続可能な病院経営の現実を図られるよう強く求めるものであります。

当委員会といたしましても、今後の病院経営の動向について引き続き注視をしてまいりたいと考えています。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、行政常任委員長の委員長報告に代えさせていただきます。

議長（小川公明議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川公明議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はございません。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川公明議員) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第2、議案第2号「尾鷲市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(小川公明議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第3号「尾鷲市乳児等通園支援事業に関する条例の制定について」を採決いたします。本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(小川公明議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第4号「尾鷲市行政手続条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(小川公明議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第5号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長 (小川公明議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第6号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長 (小川公明議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第7号「職員等の旅費に関する条例等の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長 (小川公明議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第8号「尾鷲市放課後子ども総合プラン運営委員会設置条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長 (小川公明議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第9号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長 (小川公明議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第10号「尾鷲市都市公園条例及び尾鷲市運動施設の

設置及び管理に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第11号「尾鷲市消防団条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第12号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第13号「旅館建築の規制に関する条例の廃止について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第14号「令和8年度尾鷲市一般会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議長（小川公明議員） 起立多数。

起立多数であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第15号「令和8年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第16号「令和8年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第17号「令和8年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第18号「令和8年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第19号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 多 数)

議長（小川公明議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第20号「令和7年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第21号「令和7年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第22号「令和7年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第23号「令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第4号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 2 3 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 2 4、議案第 2 4 号「尾鷲市過疎地域持続的発展計画について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 2 4 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 2 5、議案第 2 5 号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 2 5 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 2 6、議案第 2 6 号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 2 6 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 2 7、議案第 2 7 号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 多 数)

議長（小川公明議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第 2 7 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 2 8、議案第 2 8 号「尾鷲市道路線の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決する

ことに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(小川公明議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第31号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算(第13号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(小川公明議員) 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第32号「令和8年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(小川公明議員) 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第33号「工事請負変更契約について(国市浜公園野球場建設工事)」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(小川公明議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第32「議員派遣について」を議題といたします。

お手元の議員派遣一覧表のとおり、地方自治法第100条第13項及び尾鷲市議会会議規則第166条の規定により、議員を派遣したいと存じます。

お諮りいたします。

お手元の議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川公明議員) 御異議なしと認めます。よって、お手元の議員派遣一覧表の

とおり議員を派遣することに決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定をいただきました議員派遣の内容等につきまして、諸般の事情により変更が生じる場合、また、本日より次期定例会までに生じる議員派遣につきましては、議長に一任願いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川公明議員) 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

[市長(加藤千速君)登壇]

市長(加藤千速君) 議員の皆様におかれましては、2月24日の開会以来、本日まで慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会におきまして、議案第2号「尾鷲市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」をはじめとする議案32件と諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」につきまして、いずれも御承認を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

審議の中においていただきました様々な御指摘、御意見につきましては、今後、十分留意の上、市政運営に努めてまいります。

議員の皆様におかれましては、御健康にはどうか御留意いただき、ますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げまして、簡単ではございますが、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長(小川公明議員) 去る2月24日開会以来、長い間、誠に御苦労さまでございました。

これをもって、令和8年第1回定例会を閉会いたします。

[閉会 午前10時36分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 小 川 公 明

署 名 議 員 仲 明

署 名 議 員 中 村 文 子